

令和元年第3回定例会総務委員会会議録

令和元年12月11日

午前10時～11時15分

全員協議会室

出席者氏名

久米原孝子	委員長	加藤 勉	副委員長
札野 章俊	委員	金剛寺 博	委員
滝沢 健一	委員	大竹 昇	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

副市長	川村 光男	市長公室長	龍崎 隆
総務部長	菊地 紀生	議会事務局長	黒田智恵子
危機管理監	出水田正志	会計管理者	吉田 宣浩
危機管理課長	猪野瀬 武	法制総務課長	落合 勝弘
財政課長	岡田 明子	情報管理課長	酒巻 秀典
契約検査課長	島田 眞二	秘書課長	大久保雅人
企画課長	森田 洋一	シティセールス課長	松本 大
道の駅・中久沼プロジェクト課長	由利 毅	会計課長	荒槇 由美
人事課長補佐	藤平 浩貴	監査委員事務局長	油原 一彦
危機管理課長補佐	橘原 剛 (書記)		

事務局

課長	松本 博実	係長	矢野 美穂
----	-------	----	-------

議題

- 議案第1号 字の区域の変更について
- 議案第4号 龍ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第22号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号））の所管事項

久米原委員長

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号の所管事項、報告第2号の所管事項、以上10案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第1号 字の区域の変更について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案書の1ページをごらんください。

議案第1号 字の区域の変更についてになります。

本市と利根町との行政界において、土地改良事業が実施されたことに伴いまして、平成30年第2回及び第4回定例会におきまして、市町の境界変更及び当該境界変更に伴う財産処分に係る協議について議決をいただいております。その後、茨城県への申請を経まして、令和元年7月1日付で効力は生じたところです。

今回、本定例会におきまして、市町の境界変更に伴い土地改良事業内外の一部で、字の区域及び字の名称に一部変更が生じたため、議案として上程をさせていただいたものです。

議案書の7ページをごらんください。

少し見づらくなっておりますが、色塗りをしている部分になります。黄色の部分の部分が本市に編入する大字奥山字沼向の部分になります。この区域が須藤堀町字前に変更になります。

8ページをお願いいたします。

この色塗りをしているところが字が変更になる部分になります。本市に編入する大字奥山字大座の部分ピンク色の部分、大字大房字八平田、黄色の部分及び須藤堀町、元の須藤堀町字前の部分が緑色の部分、字大座の部分が茶色の部分、この部分4カ所が須藤堀町字戌新田に変更になるものです。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

1点お聞きします。この境界変更、その本市と利根町との境界変更については、既に平成30年の議会でも出されていて、今の説明では、これが県知事に申請されて効力を発効したのは7月1日ということでしたので、既にこのところは、この前の字のままで現在も住所は使われているんだと思うんですけども、その辺の確認と、こうい

う手続というのは、1回境界変更を確認してから字の変更に移るんだと思うんですけども、その辺の手順について何か決まりがあるのであれば、お聞かせお願いをいたします。

久米原委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

まず、行政界の変更に伴いまして旧利根町から龍ヶ崎市に編入されました土地につきましては、現在のところ、龍ヶ崎市には編入はされておりますが、字及び地番につきましては、従前のままという形になっております。

そして、次のご質問でございますが、今回の境界変更及び字の区域の変更につきましては、まず、土地改良事業に伴いまして、龍ヶ崎市及び利根町にまたがった区域を事業区域としておりますことから、地方自治法第7条第1項の規定による市と町の境界変更を確定した上で、地方自治法第260条第1項の規定により市と町それぞれの字の区域を変更する手続を行う必要がございます。

手順といたしましては、まず、市と町の境界を変更するためには、地方自治法第7条第1項の規定により、市議会の議決後、県議会の議決を経て総務大臣が告示をいたします。この告示がされておりますので、令和元年7月1日から効力を生じております。

次に、今回、上程してございます議案につきましては、この境界変更を確定した上で、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、本市に属する字の区域等の変更をする手続が必要となりますので、上程させていただいたところでございます。そして、今回の議案につきまして、本議会での議決をいただき、承認を経た後、字の区域及び名称の変更について、市長名でその旨を告示するという手続となります。

なお、土地改良事業に伴うものでございますので、地方自治法施行令第179条第1項の規定により、特例で土地の換地処分のお知らせがあった日の翌日から効力を発生することになりますので、議案書の5ページにも記載ございますが、換地処分予定日が令和2年12月1日予定になってございます。

以上でございます。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。そうしますと、番地の変更はなくて字の変更だけになるとは思いますけれども、そうすると、また、これ個人の水田だと思いますので、登記も必要ということになりますけれども、こういう場合の登記の費用は職権でやられるものでしょうか。

久米原委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

今回の土地改良事業の施行主体によります換地処分による登記がなされる予定でございますので、費用につきましては、土地改良事業の中で職権により登記をする予定となっております。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第4号 龍ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の16ページ、新旧対照表の1ページをごらんください。

これは情報通信技術の活用により、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図る目的といたしまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されております。

その内容は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講じることとされております。それに伴い、本市における行政手続等に関して定める本条例についても、同法に準じて改正を行うものです。

条例の改正内容につきましては、第1条では、目的を法律の目的に準じた内容に改正するもの。第3条第5項及び第6項では、電子情報処理組織により行う申請等に係る手数料などの納付についても、原則同様に行うことができるとした規定を追加しております。

第7条では、手続等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当でないもの、除外規定について追加をしております。

第8条では、添付書面等を省略できるとした規定の追加をしております。

第9条では、情報通信技術の利用のための能力等における格差是正のための対策を講じることを市の努力義務とした規定を追加しております。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑はありませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

今回の第3条のところで申請の部分があるわけですが、この第3条の部分は旧の条例もありますので、従来の電子申請はできたと思いますが、この電子申請によって、どういう申請が可能となるかについて、まず最初に、お聞きしたいと思います。

久米原委員長

酒巻情報管理課長。

酒巻情報管理課長

どのような申請が可能かということですが、まず、電子情報処理組織ということですが、こちらにつきましては、ここでは本市のコンピューターと申請者のコンピューターを通信回線で接続した状態、こういったものを電子情報処理組織ということで定義づけされています。

本市の電子申請、電子届出を利用する際には、茨城県が構築しております県内全市町村で運営している茨城電子申請届出サービスを利用することになりますが、現在、本市では、申請届出のうち、納税証明書交付申請、情報公開請求、犬の死亡届、公共下水道使用開始届など、17の申請届出の手続を原則マイナンバーカードを利用することで、電子申請が行えるように手続を整備してございます。

今回の条例改正では、以前は電子申請の対象外でありました申請等の手続の一つに、申請等をする方に対面により本人確認をする事情や申請等の書類のうち原本を確認する必要がある場合の申請などについても今回対象としまして、ただし、申請書の提出のみを電子申請で行えるようにしまして、その他の必要な対面での本人確認、添付書類の原本の確認などは、引き続き窓口で行うという部分的な電子申請についても、今回の改正によって可能としたものでございます。

具体的にどの申請・届出につきまして、オンライン手続にするかというのは、今後、担当課と調整・検討していくことになりますが、さらに行政手続のオンライン化につきまして、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

申請の幅が広がるということだと思っておりますけれども、それで、この申請方法には先ほど課長から説明ありましたが、この3条の4項のところで、個人番号カードによる識別が必要ということになっていきますので、この個人番号カードが申請の際には必要になって、そうなれば当然カードリーダーも自分で準備しないと申請はでき

ないということになると思うんですけれども、さらに今も説明ありましたように、茨城電子申請届出サービスというのを当市の場合は利用して、それを使って申請をするということになると思うんですけれども、今回、国の情報の法改正の中では、暗証番号も入力不要だみたいなことを言われているわけなんですけれども、この辺について、現在のこの茨城電子申請届出サービスの状況はどのようになっていますでしょうか。

久米原委員長

酒巻情報管理課長。

酒巻情報管理課長

マイナンバーカードにおける利用の際の暗証番号の省略についてですけれども、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が幾つかございまして、今回、これを一括で整備した、いわゆるデジタル手続法、これが施行されたことに伴いまして、今回の条例改正の根拠となっております、いわゆる行政手続オンライン化法が改正されたほかに、電子証明書等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、いわゆる公的個人認証法も今回改正されたところでございます。こちらは、マイナンバーカードの利用者、利用方法の拡大を目的に、マイナンバーカード利用時の暗証番号入力を要しない方式とするなど、こういったものの改正を行ってございます。

現在、把握している内容で申しますと、国では令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるように準備を進めておりまして、保険証として利用するに当たり、医療機関等への提示を行うときの利便性を考慮して、暗証番号を省略できるようにするなど検討しているというところでございます。この場合には、はじめに暗証番号を省略する設定にすることを本人が自ら設定しないとできなくするという、そういったことも考えているようでございますので、今後、具体的に国のほうから内容等が知らされた際につきましては、市民の皆様方にも周知してまいりたいと思っております。

現在、茨城電子申請届出サービスでは、システム上独自の個人ごとのID、パスワードを設定してございます。今後につきましては、このシステム改修がどうなるかということは、県のほうから具体的な内容は伝わってございませんけれども、今後につきましても、申請の方の本人確認、処分通知等の送付などにつきましても、適正に行える手続、そういったものが構築されるものと考えてございまして、今後も安心してご利用いただけるものと考えてございます。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、そのほかに今回、今までは申請だけだったものが新たに手数料の納付であるとか、処分通知の受領、あと添付書類の省略など、新たなところが広がっていくわけなんですけれども、しかし、これはその最初の段階のいわゆる申請というのを電子申請で

しないと、この後の中身にはつながらないと思うわけですが、これを確認します。

久米原委員長
酒巻情報管理課長。

酒巻情報管理課長

こちらの電子申請・電子届出につきましては、その後の処分通知、手数料の納付まで一連の手続が可能となるものでございます。電子申請・電子届出されないものにつきましては、従来どおり、窓口での対応ということになります。

以上です。

久米原委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、現在でもこの電子申請というのは部分的にできるということになりますけれども、実際にこの申請のためにはマイナンバーカードが必要なわけで、現在、マイナンバーカードの普及率というのは通常十数パーセントと言われているわけで、現在、これはわかればの話なんですけれども、どのくらいの人が利用しているかなんていうのはわかりますか。

久米原委員長
酒巻情報管理課長。

酒巻情報管理課長

電子申請・電子届出の利用状況というご質問だと思いますが、平成30年度の利用実績なんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、可能な手続が17項目ございます。そのうち、昨年度、今金剛寺議員からもお話がありましたとおり、マイナンバーカード、こういったものの利用というものが原則セットになるものですから。利用に対しまして若干ハードルが高い部分がございます、平成30年度につきましては、その中の出生連絡というそういった届出につきまして、ご利用いただいているという実績がございます。こちらは健康増進課が担当しているものでございまして、赤ちゃんが生まれた際に、保健師などが訪問して今後の育児についてご相談に乗るというものでございますが、これにつきまして57件の実績ということで、それ以外につきまして、今のところ実績がないというところでございます。

以上です。

久米原委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。最後に、今回、国のこの上位法の改正の中では、もう既に電子申請に統一するような方針になっていまして、そのかわりに、この市の条例に第9条が追加されましたけれども、これは国の法律上でも同じ部分が追加されて、この中身についても聞こうと思ったんですけれども、先日の本会議質疑で、この辺は答弁がありましたので改めては聞かないんですけれども、今回の上位法の改正では、さっきも課長から説明がありましたけれども、あわせてマイナンバー法と公的個人認証法、住民基本台帳法とも一括して法改正がされていて、ますますマイナンバーに集中をするような方針になって、通知カードも廃止するというような方針になっているわけですけれども、私としては、これ以上マイナンバーを進めて、ここに電子申請を新たに追加する。それに絞っていくというのでは、やっぱり取り残される人もいるし、反対というふうに思います。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第4号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

久米原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第5号 龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の21ページ、新旧対照表の5ページをごらんください。

これは議案第4号と同様に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴うもので、同法を引用する部分について改正を行うものです。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

この議案もさっきの第4号と同じく上位法の法改正によるものが多いんですけども、ただ今回の第5号だけを見れば、いわゆる法律名の変更の部分とあと上位法の改正の文言の部分だけ変えている部分かと思えますけれども、その辺だけ確認をしたいと思えます。

久米原委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

お答えいたします。

まず、引用する法律の名称及び略称につきまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、情報通信技術利用法からそれぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術活用法に改正となります。

また、同法「第3条第1項」の規定が3条繰り下がりにして、「第6条第1項」に改正となります。そして、この引用している法律の規定につきましては、申請等のうち書面等により行うこととしているものにつきまして、インターネットを使ったオンラインによりパソコンを通じて申請ができるというものでございます。

続きまして、条例第10条第1項第2号中こちらにも引用する法律の条項が3条繰り下がることによりまして、「情報通信技術利用法第4条第1項」から「情報通信技術活用法第7条第1項」に改正となります。こちらの引用する法律の規定といたしましては、先ほどの申請等と同じように決定等の処分の通知を書面等により行うこととしているものにつきまして、インターネットを使ったオンラインによりパソコンを通じて通知することができるというものでございます。

また最後に、附則の部分でございますが、施行期日令和2年2月29日までの間において、規則で定める日から施行するとしております。

これは、法の施行日が公布日の5月31日から9カ月以内の間で定めるということになっておりますので、具体的には令和2年2月29日までとなっておりますので、それまでに規則により、この法の施行にあわせ施行日を決めるというものでございます。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第5号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。
菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第6号 龍ヶ崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の22ページ、新旧対照表の6ページをごらんください。

これは地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、条例で定める長期継続契約を締結することができる契約の対象に、クラウドを活用した情報システム利用サービス等を加えるため所要の改正を行うものです。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

この追加する理由としてクラウド環境で使用しているシステムということなんですけれども、既にクラウド環境で使用されているシステムというのは幾つかあると思うんですけれども、現在使われているシステムで、このクラウド環境で使っているシステムというのは、幾つというか、どういうものがありますか。

久米原委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

全部網羅するというのは非常に難しいんですけれども、主なものとしたしましては、住民情報基幹系システム、総合福祉システム、健康管理システム、財務会計システム、被災者システムなどです。あとクラウド上のアプリケーションやデータベースを利用するもの、こういうものもクラウド環境を利用するシステムに入るのかなとも思うんですけれども、それについては細かいものがいろいろありますが、財政課で行っているものとしたしましては、自治法などの逐条解説の電子版でありますコンシェルジュデスク利用契約などのアプリケーションやデータベースの利用契約などもクラウド環境で使用しているシステムと考えられると思います。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

特に住民情報基幹系システムというのが新たに追加されたところで、これは独自に開発されたものですので、長く契約しないとあわないものだと思うんですけども、今回新たにこの項目が追加されるわけだけども、もう既に使われているんですけども、現在の契約というのは、どのようになっているんですか。

久米原委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

現在の条例ですと、年度を超えた契約については債務負担の設定をして、それに基づいて契約を行っているということになります。

この条例改正の経緯なんですけれども、こういう情報系のシステムというのはこれまではクライアントサーバー方式という形で、自庁にソフトウェアの入った機械を置いて、それを賃貸借契約することによってという形が多かったわけですね。こういうものについては、もともと長期継続契約で規定されていた。それが時代が変わりまして、今は自庁にシステムの機械を借りてというよりもクラウド環境でシステムを利用する利用契約という形にシフトしておりまして、それを長期継続できるように今回条例改正をするものでございます。

ただ、議員おっしゃいました住民基幹系情報システムでありますとか、そういう大きなシステムにつきましては、更新をするとか、そういう場合におきましては、プロポーザルとか、あとはシステムのパッケージの利用契約だけではなくて、その前にシステムの改修を行うとか、そういう委託の部分とかも含まれることとなりますので、一概に今回この条例を改正したからといって、長期に該当するかというのは個別の判断が必要な事案だと思うんです。条例はこういう形でクラウド環境で利用できるシステムについては、クライアントサーバー方式と同様に長期継続できるものというふうに規定を追加いたしますけれども、それぞれのシステムについては、個別に判断をすることが必要だなと考えております。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第7号 龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてです。議案書の23ページ、新旧対照表の7ページをごらんください。

これは使用料、手数料等の定期的な適正化検討における原価コストの再計算に伴いまして、会議室等の使用料について見直しを行うものです。

説明は以上です。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、何か質疑はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

昨日の本会議質疑で平成29年度と30年度の使用実績が報告されて、29年度は8回の21時間、30年度で9回の32時間という答弁だったと思うんですけども、これは100平米以下の小会議室なのでしょうか。この附属棟の会議室というのは、主に市の事業に使うことに充てているということなので、余りその貸し出しをされていないのかなと思ったところで、あと今回その議案には100平米以上というところもあるわけですけども、これ1階は多目的室だと思うわけですけども、ここは今のところは貸し出しされていないのでしょうか。その確認をしたいんです。

久米原委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

今回、利用実績を報告いたしました会議室については、全て100平米以下ということになります。金剛寺議員おっしゃいましたように、一般の貸し出しをやっている会議室というのが、今は附属棟1階の第3会議室と2階の第1会議室、第2会議室になっておりまして、これは全て100平米以下ということになります。大きい会議室は一般への貸し出しは今のところしておりません。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。今回の料金改定は旧料金というのは昔のプレハブの会議室のままだったとあって、でも、附属棟ができてもう2年もたっていて、しかも今回1階はもう貸し出ししないと、実際には。しかも2階はあいているときということなんで、しかも令和元年度の第1回のその消費税改定のときに、1回これは旧料金510円から520円に既に上げて、1,020円が1,040円に上げているはずなんですよね。だから、また改めて、そういう趣旨の会議室であれば、余り改正する必要もないかと思うんですけども、また1回ね、その消費税改定のときに、なぜやっていなかったのかなというのがちょっとあるんですけども、それだけ何かあれば。

久米原委員長
岡田財政課長。

岡田財政課長

前回の消費税改定の際の料金改定といいますのは、この会議室だけではなくて、公共施設全てにおいて消費税を転嫁するという形で行いましたので、こういう別の観点での料金改定が加わりますと、市民の皆さんに説明する上でも、ちょっと混乱をしてしまう。これは消費税の改定なのか、値上げなのかというか、その辺もありましたので、消費税転嫁については、それだけで料金改定させていただきました。

今回のこの改定につきましては、全ての使用料・手数料等については、3年ごとにコスト計算などをして見直すことになっておりますので、その中でやられたということで、議員おっしゃいますように、本当ならば附属棟が建ったときにすぐにやるべきではなかったかというご意見もあるんですけども、いろいろな改定の機会というのがある中で、3年ごとの通常の定期の改定に乗せて行ったということでございます。

久米原委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません。最後にこの消費税改定に伴う一連の料金改定の際に、あとで「りゅうほ一」の7月号で、これの広報をされているんですけども、そこにもこの会議室の案内はなかったなと思って、それでは余り貸し出しをしないのかな、宣伝をしていないのかなと思ったわけですけども、その辺で何かあれば。

久米原委員長
岡田財政課長。

岡田財政課長

こちらの会議室はほかの公共施設と違いまして、一般の人に広く貸し出すというよりも市の行事とか市の用務で使うとき以外にあいている時間というか、そういうところでの貸し出しをしているものであります。

したがって、今回の広報紙の中でも、余り件数が多くないことから割愛させていただいたという経緯がございます。今回、改定するに当たりましては、きちんとホームページ等で広報していきたいと考えているところです。

久米原委員長
ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第7号、本案は原案のとおり了承することに異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第7号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

久米原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3案件については関連しておりますので一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第20号から議案22号までの3議案は全て関連しておりまして、令和元年8月の人事院勧告により国家公務員の一般職及び特別職の給与に関する法律の一部改正案が令和元年11月14日に可決成立いたしまして、11月22日に公布されたことを受けまして、当市の一般職、常勤特別職及び一般職の任期付職員の給与等につきまして、同様の措置を講じるため条例の改正を行い、あわせて関連する補正予算に人件費を増額計上したのになります。

最初に、議案第20号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから説明をいたします。

議案書の52ページ、新旧対照表の17ページをごらんください。

これは令和元年の人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、本市の職員の給与月額、勤勉手当及び住居手当について国家公務員と同様の措置を講じるための改正を行うとともに、あわせて所要の改正を行うものです。

主な改正内容についてですが、一般職の月例給につきましては、初任給が高卒者で2,000円、大卒者で1,500円を引き上げ、これらを踏まえ30代半ばまでの職員が在職する号給について200円から1,900円程度の引き上げとするものです。

また、勤勉手当につきましては、支給割合を0.05月分引き上げまして年間4.5月分とするものです。

条例の1条では、給与月額の引き上げ、勤勉手当の年0.05月分の引き上げ、第2条につきましては、住居手当の改定、勤勉手当の期別支給割合の変更を載せております。

次に、議案第21号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の56ページ、新旧対照表の22ページをごらんください。

これは令和元年の人事院勧告に基づく国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、本市の常勤特別職の期末手当について国家公務員と同様の措置を講

じるため、所要の改正を行うものです。

1条で期末手当の年0.05月分の引き上げ、2条において期末手当の期別支給割合の変更、令和2年度から6月と12月期の支給割合を同一にすることを規定しております。

次に、議案第22号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案書57ページ、新旧対照表の23ページをごらんください。

これは議案第20号及び第21号に関連し、令和元年の人事院勧告に基づく国家公務員に係る一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に準じ、本市の任期付職員の給与月額及び期末手当について国家公務員と同様の措置を講じるため所要の改正を行うものです。

1条では、給与月額の引き上げ、期末手当の年0.05月分の引き上げ、2条においては、期末手当の期別支給割合の変更、令和2年度から6月期と12月期を支給割合を同率とするものを規定しております。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

まず、20号のほうでお聞きします。今度の人事院勧告、当市の条例改正でも、若年層に割り振るとなっていますけれども、当市の実際の例で見ると、今回この行政職給与表で上がる人の最高の年齢というのは何歳になるのでしょうか。

久米原委員長

藤平人事課長補佐。

藤平人事課長補佐

今回の改定の中で最高になるのは35歳主幹の職員が改定の年齢としては最高となっております。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと期末手当と勤勉手当で0.05月引き上げということですが、ただ今回は勤勉手当にそれを振り当てられていますので、実際見ると、全ての年齢層で0.05月の引き上げとなるのでしょうか。

久米原委員長

藤平人事課長補佐。

藤平人事課長補佐

勤勉手当の0.05月につきましては、一般職職員全てが対象になります。

先ほど申しあげました35歳以下の職員につきましては、給料月額も改定となります。ちなみに職員438名中、給料と勤勉手当の改定に該当しますのが職員98名で約22%となっております。それ以外の職員約78%が勤勉手当のみの改定となります。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

それとあと今回のもう一つの改定の住宅手当の改定のところなんですけれども、今回上限額と同時に下限額も引き上げるというような改定になっていて、そうすると、家賃が高いところはいいんだけど、当市みたいなところだと、逆に住宅手当が下がる人が出るのではないかと思われるわけなんですけれども、実際そういう人がいるのかどうかというのと、今回暫定措置として2,000円だけ1年間補給する形になるわけなんですけれども、これではなかなか収まらない人もいないかと思うところなんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

久米原委員長

藤平人事課長補佐。

藤平人事課長補佐

12月1日現在、住居手当が支給されている職員は55名おります。今回の改定で住居手当が減額となりますのは、うち31名となります。4名が増減なし、20名が増額となっております。

先ほどの暫定措置の件は議案書55ページにあります附則第4項住居手当に関する経過措置に当たる部分かと思えますけれども、こちら国の改定に倣い、2,000円以上住居手当が減額したのものには、令和3年3月31日までの1年間に限って2,000円を超えて減額となった額を支給するというものになるんですが、本市におきましては、この2,000円を超えて減額となる職員はおりませんので、こちらに該当するものはおりません。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

逆な人も出てくるというところで大変なところなんですけれども、あと最後に、議案21号でお聞きしますけれども、特別職について、同じく0.05月の期末手当改定等する中身となっていますけれども、今回、この人事院勧告自体は若年層の給与改定を主としているところなわけなんですけれども、この辺、そのまま人事院勧告でも期末手当0.05月特別職についても引き上げということは言われているわけなんですけれども、特に今回、

当市においても、それをそのまま留保するというか、適応するというところについて、その理由についてあればお聞きしたいところですが。

久米原委員長

藤平人事課長補佐。

藤平人事課長補佐

今回の改正は、国家公務員の特別職の給与に関する法律の一部改正に準じたものでございますが、一般職のほうも改定が行われておりますが、本年の人事院勧告後、令和元年の10月11日に開催されました国の給与関係閣僚会議におきまして一般職の国家公務員の給与改定が行われますと、特別職の国家公務員につきましても、一般職に準じて取り扱うことが適当であるとなっております、特別職のボーナスに当たります特別給の支給割合の0.05月を引き上げる改正は、今回妥当ではないかと考えております。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別のないようですので、採決いたします。採決は個別に行います。議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。次に、議案第21号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし・ありの声】

久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第21号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

久米原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。次に、議案第22号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第23号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）の所管事項について執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第23号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）です。

議案書別冊1の1ページをごらんください。

これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,115万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億2,432万5,000円とするものです。

13ページをごらんください。

出水田危機管理監

真ん中のところでございます。消防費補助金で消防団設備整備費ということで45万7,000円の3分の1の補助金が出るということで15万2,000円となっております。

菊地総務部長

13ページの一番下のところ、繰入金になります。

公共施設維持整備基金繰入金です。市民活動センター下水道接続工事が令和2年度に実施することに変更になったことに伴いまして減額をしております。

次ページ、15ページをごらんください。

一番上のところ、繰越金の一般会計繰越金になります。財源調整を計上しております。その下、団体支出金、人事院勧告に伴う派遣職員の給与改定分を載せております。続きまして、歳出です。

次のページをお開きください。

まず、職員給与費について申し上げます。

職員給与費につきましては、全ての会計で給料の改定や勤勉手当支給率の引き上げなど、人事院勧告の内容を反映させたほか、時間外勤務手当や退職手当の変更など、議員及び特別職を含む人件費の補正を計上しております。

これ以降、個別の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

黒田議会事務局長

議員報酬費です。

まず、職員手当等につきましては、先ほどの条例にも提案されておりました12月の期末手当の上昇分についての影響分でございます。金額につきましては、議長2万6,968円、副議長2万4,323円、議員一人当たり2万2,885円となります。

共済費につきましては、市議会議員共済会の負担金のうち給付費負担金になります。これは当該年度の4月1日時点での議員の実数により負担するもので、3名の欠員がありましたので、その分を減額させていただくものです。

菊地総務部長

中段になります。職員管理費になります。

人事給与システムの保守委託料及び使用料賃借料になります。人事給与システムの更新時期を令和2年1月から4月に変更したことに伴いまして、使用料を3カ月分減額し、現システムの保守料を3カ月分増額するものになります。

その下、一つ飛びまして、法制事務費になります。委託料の行政法律相談です。担当課が弁護士に法律面での指導を受けている行政法律相談の臨時相談分が増加しているために増額をするものです。

その下になります。

庁舎管理費の案内板作成委託料についてです。

庁内の屋内案内板につきまして、多言語表記及びピクトグラム化をしたものにするために設定するものです。看板作成期間等を勘案いたしまして繰越明許費としております。

その下になります。

住民基本台帳ネットワークシステム運用費になります。使用料及び賃借料です。マイナンバーカード交付円滑化計画の策定によりまして、交付枚数の増加が見込めるために、統合端末を2台増設することにしております。そのために計上をしております。

地域情報推進費になります。地域イントラネットシステム運用サポート委託料です。定期人事異動によりまして、4月1日付、今年度は平日3月31日と4月1日の間がお休みがありませんので、早急にシステム切りかえをする必要があります。ユーザー等の設定変更に対応するために、委託料として設定作業を計上しております。

龍崎市長公室長

その下になります。地域振興事業でございます。

今回の補正につきましては、2020年春に予定しております駅名改称を記念する事業の一貫といたしまして、このたび、NHKの公開収録が文化会館大ホールで、令和2年3月19日に実施することで内定をいただいたところでございます。これに係る所要額を計上させていただきました。事業費につきましては、入場整理券等の印刷でございます。委託料につきましては、会場の設営、撤去の経費でございます。

次のページお願いいたします。

菊地総務部長

上から2段目になります。

基金費の公共施設維持整備基金費積立金になります。平成30年度契約繰越工事たつこのアリーナのトイレの洋式化の改修工事の確定に伴う精算になります。

21ページをごらんください。

油原監査委員事務局長

21ページ上段にございます監査委員事務費でございます。報酬に関しましては、今年度市議会議員の改選がございまして、それに伴い監査委員の改選がございました。これによりまして、5月分の監査委員報酬が日割りとなったため、その分の減額でございます。

その次の旅費、またその次、負担金につきましては、当初予定しておりました監査委員の専門実務研修がスケジュールの都合により出席できなくなってしまうと、交通費及び研修負担金を減額するものでございます。

次に、31ページをお開きください。

出水田危機管理監

下から2つ目の箱でございますけれども、消防施設等管理費ということで需用費、これにつきましては、台風15号の被害で消防団の機庫3カ所の修繕料ということになります。

その下、備品購入費、これにつきましては、消防団にエンジンカッターとチェーンソー、これを導入するためのものでございます。

その下、需用費、非常災害用備蓄費でございます。これは災害協定を結んでおります茂原市にブルーシートを約200枚支援いたしました。その補充をするものでございます。

35ページをお願いいたします。

菊地総務部長

一番最後の箱になります。

公債費、一般会計債元金償還費になります。平成20年度の臨時財政対策債の利率見直しによりまして、1.4%から0.01%の変更に伴う増額をしております。

その下、一般会計債利子償還費になります。これも同じく平成20年度臨時財政対策債の利率見直し、これも同じく1.4%から0.01%に伴う減額を計上しております。

続きまして、6ページの第2表にお戻り願います。

一番上のところ、第2表繰越明許費補正になります。

総務費の総務管理費の庁舎管理費です。庁舎屋内案内板作成につきまして、看板作成から設置までに3カ月程度の工期を要することから、繰越明許費として追加をしております。

次はその下、第3表債務負担行為の補正です。

この補正でございますが、全体で77件を追加、1件を変更しております。これは来年度当初、あるいは来年度早期に契約の履行が必要なものについて、本年度中に適正な契約手続を行うためのものです。追加するもののうち、契約期間が複数年度にわたるものは7件、単年度のもの70件となっております。そのうち建設事業の早期発注次年度当初からの着工による工事の平準化に資するため、今年度中に契約事務を行うものについては2件となっております。

それでは、総務委員会所管の債務負担行為について申し上げます。

表の上から順に申し上げます。

1段目、議場映像・音響設備保守業務委託契約、その下、人事評価制度研修業務委託契約、一つ飛びまして、発注者支援データベースシステム利用契約、その下、平和祈念式典派遣業務委託契約、その下、例規集システムデータベース利用及び更新業務委託契約、その下、広報等印刷製本及び配送業務委託契約、その下、佐貫駅東口デジタルサイネージ運用業務委託契約、その下、メール配信サービス利用契約、その下、行政実務解説検索システム利用契約、その下、賠償責任保険等加入にかかる申込、そ

の下、庁舎設備管理にかかる業務委託契約、その下、庁舎総合管理業務委託契約、その下、保全マネジメントシステム利用契約、その下、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約、その下、住民情報基幹系システム運用サポート業務委託契約、その下、事務用機器保守に係る業務委託契約、その下、総合福祉システム利用契約、その下、地域イントラネットシステム運用サポート業務委託契約、その下、会議録作成システム利用契約、その下、団体内統合宛名システム保守業務委託契約。

7 ページに移ります。

上から 2 段目、公共施設等土地賃貸借契約、2 つ飛びまして、旧北文間小学校管理にかかる業務委託契約、7 ページ、下から 5 番目、電子納品ソフト利用契約。

8 ページになります。

8 ページは、変更の部分で人事給与システム利用契約。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

まず、庁舎管理費の01022400の委託料の案内板作成の445万6,000円についてお聞きしたいんですけども、中身は昨日の話で、エレベーター前にある案内板の新規作成、あとトイレと各課案内というようなお話でしたけれども、それぞれ大別して、この金額内訳みたいなものがわかればお願いをいたします。

久米原委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

あくまで、まだ発注しておりませんので、見積もり段階でのということになりますけれども、フロア案内板は6枚で49万5,000円、トイレ名称板につきましては、いろいろな形があるんですけども、合わせて25枚で84万4,000円、各課の各課案内板については5枚で57万5,000円、あとは掲示板を1階のエレベーター前に設置するということがありますので、それが31万9,000円、自動ドアの衝突防止サイン、こちらをあわせてやろうと思っていますので、こちらが8面で28万円、内容としてはこのぐらいのものを考えております。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

エレベーター前の案内板はすごい小さい字なので、この際どのくらいの大きさになるかがわからないですけども、わかりやすくなればいいと思うんですけども、た

だ、いろいろ毎年組織変更されて階が変わってしまったりなんかするということがよくあるわけだけれども、今度の看板なんかは、そういう対応というか変わったときに、すんなりきれいにかわるもんだらうかというところがあるんですけども、その辺どうでしょうか。

久米原委員長
岡田財政課長。

岡田財政課長

今回は繰越明許費を設定していますので、最初の看板につきましては、4月の組織変更内容を反映させて作成することを予定しております。その後ということなのですが、軽微なものについては、職員でシールを作成して対応したいと考えております。また、大規模な変更があった場合につきましては、業者をお願いをして、新たなシールを作成するなどの対応をとっていきたいと考えております。

久米原委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あともう1点だけ、31ページのところの01090300の消防施設等管理費の中の備品購入費で、エンジンカッターというようなお話をされていましたが、今回、国庫補助がついている中身になっているんですけども、これについては、配置は各消防団に何個かというみたいにはなると思うんですけども、その点と、あと今回、国庫補助がついたということは、新たにこれは国が整備をすることを決めた内容の備品なんでしょうかという点だけお聞きいたします。

久米原委員長
猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

ただいまのご質問ですが、今回、購入するこの救助資機材、エンジンカッター1台、それからチェーンソー1台ということでございまして、こちらについては、購入後は消防団の本部で管理をして運用することになりますので、分団のほうに配備するものではないということになります。

あと、補助の話ですが、今回のこの消防団設備整備費補助金ということで、消防団の救助能力向上資機材緊急整備事業ということになっております。

これについては、国のほうで災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るために、3年間に限って臨時特例的に創設されたという補助金でございまして、この間に国としては、消防団の各分団まで、こういう救助資機材を配備することを目指しているようですけれども、管理運営などを考えますと、なかなか難しいという部分がありますので、今回は消防団本部でとりあえずワンセットを購入するというものでございます。

以上です。

久米原委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。ありがとうございます。質問はこの点だけなんですけれども、今回、この補正予算には反対した21号に対する特別職の補正予算も入っているんですけれども、ほかの関連もあって、ここの部分については、私は賛成をしたいと思います。

久米原委員長
ほかにありませんか。
加藤委員。

加藤委員

範囲を超えているようでしたら止めてもらって結構ですから。17ページ、地域振興事業、先ほど2000年の駅名改称にあわせてNHKの公開録画を3月19日に予定していると説明いただいたんですが、これはもともと駅名改称に合わせて事業として予定されていたものの一つで、全体の駅名改称にあわせた事業を検討されている中の一貫なのかどうかだけ教えてもらいたいです。

久米原委員長
森田企画課長。

森田企画課長

先ほど、部長からのご説明をいたしました。駅名改称を記念する事業の一貫として、市のほうでNHKに番組のほうを要望してきたところでございます。そういう中で、NHKのほうで急遽、公開録画をしていただけるというような形になりました。

基本的には、市といたしましては、駅名改称事業の一環として考えておりますけれども、NHKサイドとしては、一般的な放送ということになってまいります。市で作成する資料とか、それから公表については、こちらの記念事業としての公表はしてもよいという形で、NHKのほうから了解をいただいているということでございます。

それから、もう1点、まだ公開録画については、NHKサイドでも公表しておりませんので、できるだけ公表しないようにということで強い要望をいただいております。以上でございます。

久米原委員長
加藤委員。

加藤委員

すみません。今、駅名改称に合わせて事業と聞いたので、これ以外にも何か考えて

いるんですか。

久米原委員長

松本シティセールス課長。

松本シティセールス課長

改称日当日のイベントということで、現在JR東日本と調整中ではあるんですが、記念切符の販売であるとか、スタンプラリー、記念フォトブースの設置等を市民参加型といいますか、市外の方も含めて参加型のイベントということで調整中でございます。あと、改称日当日ですと、飲食ブース、物販ブースなんかも設けていくような形で考えております。

イベントに関しては、その改称日後にも継続して行っていく予定でございますが、これもまた調整中ではございますが、駅からハイキング、同じく飲食ブース、物販ブースの設置。

以上でございます。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別がないようですので、採決をいたします。議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）の所管事項について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号））についてです。

議案書の62ページ、議案書別冊2の83ページをごらんください。

歳入からご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、庁舎管理費の外装外壁塗装工事等につきまして、補修が必要な箇所が見込みより大幅に多かったために588万5,000円増額し、地方債との調整を行ったものです。足場等の設置により来庁者に不便をおかけしておりますことから、工期の延長が最小限で済むように専決処分をしたものになります。

歳入ですが、別冊2の89ページの一番上のところになります。

繰越金で一般会計の繰越金を財源調整として計上しております。

その下、庁舎施設設備事業債を事業費の75%ということで計上しております。

次に歳出ですが、外壁塗装等改修工事ということで588万5,000円を計上しております。

す。

別冊2の86ページに戻っていただいて、第2表地方債補正になります。

庁舎施設整備事業で地方債の限度額を75%相当分の440万円増額しておりまして、限度額を1億1,310万円と変更補正をしております。

説明は以上になります。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

既に始まっている工事なので専決処分ということだと思いますけれども、新たに不具合が見つかったという点が相当の箇所があるものなのか。その辺がわからないですけれども、どういう中身で、どういう箇所が問題になったのか。かなりの部分があるのだったら、こういう中身でということでも結構ですけれども、その辺お願いをいたします。

久米原委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

当初の設計では、建築物の定期調査などの結果から、外壁の補修箇所を算出いたしまして工事を発注したところなんですけれども、実際に工事を始めまして、足場を組んで打診による外壁の劣化状況を確認しましたところ、劣化の箇所が当初設計よりも多いことが判明したものです。

具体的に申し上げますと、外壁のモルタルの浮きというんでしょうか、その浮きの箇所が最初365平米と見積もっておりましたものが1,273平米だったと。

あと、ひび割れの箇所につきましても、最初343メートルと考えていたものが525メートルと改修の範囲が多くなってしまったことから、予算の増額が必要となったものでございます。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。報告第2号、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。